工事請負契約約款

第１条　（総則）甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実に甲乙間の工事請負契約書及びこの約款（以下総称してこの契約という）を履行する。

第２条　（請負者）乙はこの工事の図面及び仕様書により、表記の請負代金をもって、表記工事期間内に工事を完了しなければならない。乙はこの契約の締結後であっても図面または仕様書について、疑いを生じたとき、または適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に出、甲の指示を受け、重要なものは甲と協議して定める。乙は契約締結に際して、工事費内訳明細書及び工程表を甲に提出してその承認を受けなければならない。

第３条　（一括委任と一括請負）乙は、別途法令に定めのない限り、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができる。

第４条　（権利義務の承継等）甲及び乙は、相手方の書面による承認を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、または契約の目的物や工事現場に搬入した検査済みの工事材料などを売却し、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的物に供することはできない。

第５条　（支給材料）甲は，乙の事前の書面による承諾を得ずに，甲の支給材料によって乙にリフォーム工事を施工させることはできない。

第６条　（工事の変更、中止等）甲は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法という」）、その他の法令及びこの契約に基づき権利を有する場合を除き、原則として工事内容を変更し、または工事着手を延期し、もしくは工事の一時中止の申し出をしないものとする。乙は甲にやむをえない事情があると認められる場合に限り、これらの甲の申し出を誠意をもって協議するものとし、甲の申し出の内容によって請負代金または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、工事内容追加変更確認書を取り交わすものとする。またこれにより乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならず、その賠償額は甲乙協議して定める。

第７条　（乙の請求による工期の延長）乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他乙の責に帰することができない事由または正当な事由により、工期内に工事を完成することができないときは甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。

第８条　（請負代金の変更）工期内に租税公課、物価、賃金等の変動により、請負代金が明らかに不適当であると認められるに至ったときは、乙は甲に請負代金の変更を求めることができる。この場合、請負代金の変更については甲乙協議して定める。

第９条　（一般的損害）第11条（不可抗力による損額）を除き、工事完成引渡しまでに工事目的物または工事現場に搬入した検査済みの工事材料その他施工等について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第１０条　（第三者の損害）乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責を負う。但し、騒音・振動・臭気その他通常工事に伴って発生する事由又は、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第１１条　（不可抗力による損害）天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事目的物、または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、甲及び乙は、事態発生後遅滞なくその状況を相手方に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意義務を履行したと認められるときに限り、その損害額が請負代金の10分の1を超えるものについては、その超過額を甲が負担する。火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを上記の損害額とする。

第１２条　（増改築工事）乙が甲より増改築工事の申込みを受けた場合は、設計・施工に先立って乙は契約の対象となる甲の建物を事前に調査しなければならない。なお当該調査にもかかわらず乙が調査時点で建築業界一般に普及している調査方法・技術によって十分な注意を払って調査してもなお、発見できなかった既存建物の不都合が増改築工事において発見され、これに伴う補強、補修に相当の費用及び工期を要する場合、乙はこの費用及び工期の変更を甲に請求することができる。

第１３条　（検査等）乙は、工事が完了したときは、甲の立ち会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内にこれを補修しまたは改造して甲の検査を受ける。乙は、引渡期日までに、仮設物の取り払いその他跡片付けなどの処置を行なわなくてはならない。

第１４条　（履行遅滞違約金）乙が、乙の責に帰すべき事由により、引渡日までに工事の完成引渡しができないときは、甲は遅滞日数について請負代金から工事済部分及び加工又は仕入済材料等に関する請負代金相当額を控除した金額の年6%に相当する額の違約金を乙に請求するか、又は法令に基づく損害賠償請求を乙に対して行うことができ、また甲が請負代金の支払い（前払金または部分払いの支払いを含む）を遅滞しているときは、乙はその遅滞金額につき、年6%の割合の遅延損害金を甲に請求することができる。この場合、乙は甲の履行がなされるまでの間、工事目的物の引渡しを拒むことができる。なお、この間において乙が自己のものと同一の注意をして管理してもなお工事目的物に損害が生じたときは、その損害は甲が負担するものとし、また、工事目的物の引渡しまで管理のため要した費用は甲の負担とする。

第１５条　（甲の中止・解除権）
甲は、契約締結後工事完成前までは、乙に書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害（それまでに要した費用及び逸失利益を含むがこれに限られない。）を賠償するものとする。

第１６条　（乙の中止または解除権）
第1項 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、工事を中止し、又は契約を解除することができる。
(1) 甲が請負代金の支払を遅滞し、甲が相当の期間を定めて催告しても履行しないとき
(2) 乙の責に帰しえない事由による工事の延期または中止期間が工期の3分の1以上又は1ヶ月以上になったとき
(3) 甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき
(4) 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が困難となったとき
(5) 甲が請負代金の支払い能力を欠くことが明らかとなったとき
(6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められるとき
(7) その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき
第2項 前項の規定は，受注者の発注者に対する工事済部分及び注文済工事材料に関する請負代金相当額の請求及び損害賠償の請求を妨げない。

第１７条　（融資利用）
第1項 甲は、請負代金の一部に充当するため乙の加盟するフランチャイズチェーンの本部（以下「FC本部」という）が指定する金融機関からの融資（以下「融資」という）を利用する場合、この契約締結後速やかに融資に必要な手続きを行うものとする。
第2項 前項の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方よりこの契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済の請負代金の全額 を無利子で、速やかに甲に返還するものとする。

第１８条　（完成引渡し）乙は工事完成後、甲の支払遅滞その他正当な理由がある場合を除き、速やかに甲に引渡しを行うものとし、乙の定める書式により甲乙間において「工事完了確認受領書」及び「工事完了お引渡書」を締結するものとする。

第１９条　（契約不適合責任）
第1項 甲は，引渡しを受けた本契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」といい、数量に関する契約不適合とは確定設計図書の内容に照らし、施工数量又は施工面積等が不足する状態にあることをいう）は、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、別紙の保証書に従い、乙に対し、相当の期間を定めて本契約の目的物の修補による履行の追完請求をすることができるものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修補することができる。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは，甲は修補を求めることができない。
第2項 前項に基づき甲が修補請求をした場合において、相当の期間内に乙が修補を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができる。
第3項 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。
(1) 修補が不可能であるとき。 (2) 第1項但書後段により修補を求めることができないとき。
(3) 乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4) 乙が修補を行う見込みが無いことが明らかであるとき。
第4項 前2項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行うものとし、甲が修補を求めることができないときその他修補費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を参考に算定した契約不適合による価値減損分を基準として行う。
第5項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことのできない事由により生じたときはこの限りではない。
第6項 甲は、別紙の保証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかったときは，乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他当該契約不適合に係る甲の権利を行使することができないものとする。

第２０条　（個人情報の取扱いに関する同意）甲は、個人情報の取扱いに関し、以下の内容に同意する。
①乙が、この契約の履行及び工事代金の回収のため、甲の個人情報を利用すること。
②乙が，FC本部に対して、甲のために行なった工事及びアフターメンテナンスに関する情報、甲のこの契約に関する客観的事実に基づく情報ならびに甲の個人情報を提供、登録すること。
③乙及びFC本部が、甲に総合工事業、職別工事業（設備工事業を除く）及び設備工事業、また、乙及びFC本部が行う事業における商品、サービスに関する情報を提供するために甲の個人情報を利用すること。
④この契約に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、信用情報機関に照会、確認し、甲の個人情報を信用情報機関に提供すること。
⑤甲の個人情報が、FC本部が提携する損害保険会社及びその代理店に提供、登録されこれらの者により、この契約に基づく工事の損害保険に関する事項に利用されること。
⑥甲の個人情報が、FC本部から情報処理委託業者に提供され、当該情報処理委託業者においてFC本部の委託に基づき適正に管理、処理されること。
⑦前各号のほか、個人情報の保護に関する法律に従い、乙及びFC本部が、甲の個人情報を取扱うこと。

第２１条　（個人情報の開示、訂正、削除）
第1項 甲は，乙に対して乙が持つ甲の個人情報を開示するよう請求することができる。
第2項 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、甲は，乙に対して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。

第２２条　（宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出）甲は，乙に対して、乙及びFC本部による商品、サービスに関する情報の通知を中止するよう申し出ることができる。

第２３条　（紛争の解決）この契約について紛争が生じたときは、当事者はこの本店所在地又は工事物件所在地を管轄する裁判所で紛争解決を図るものとする。

第２４条　（補足）この契約書及び約款に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

以上この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

200401M

工事請負契約書

（工事内容追加変更確認書）

2020年　4月

ご契約No. 0000

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の工事請負契約約款に基づき、工事請負契約書を締結します。

注文者（お客様）

ご 住 所　埼玉県川口市

ご 氏 名　　様　（以下甲という）

請負者

住　　所　埼玉県川口市東領家５－１３－１

会 社 名　ＬＩＸＩＬリフォームショップ 武井工務店
株式会社武井工務店

代表者名　代表取締役社長 武井　道明

電話番号　048-223-4774　（以下乙という）

請負代金

※代金表示の先頭には必ず金を記入すること　金　　円（税込）

工事代金　金　　円　消費税（10%）　金　　円

工事件名	様邸ユニットバス工事			
対象商品	ユニットバス			
メーカー名	ＬＩＸＩＬ			別紙見積参照
数　量	1式			
現場住所	埼玉県川口市			
工事内容				
工事期間	着工：2020年　月　日			
	完成：2020年　月　日			
引渡日	2020年　月　日			
契約形態	1. 基本契約　2. 追加　3. 変更　4. その他（　）			
契約金	年　月　日			集金・振込・ローン
着手金	年　月　日			集金・振込・ローン
中間金	年　月　日			集金・振込・ローン
最終金	年　月　日			集金・振込・ローン
合　計				
備考				

（融資利用の特約）

第1条 注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。
2 前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。
3 前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領した代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

※個人情報保護法に関することは、別紙に記載してあります。